

添付法令資料 4 :

医療サービス施設間の遠隔医療サービスの実施に関する  
2019年7月30日付インドネシア共和国保健大臣規則 No.20 (目次)  
同年8月7日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	サービス
第1節	サービスの種類 (第2条ないし第4条)
第2節	実施者のその他の医療サービス施設 (第5条ないし第7条)
第3節	要件 (第8条ないし第12条)
第4節	登録 (第13条)
第5節	専門知識 (第14条)
第3章	費用 (第15条及び第16条)
第4章	権利及び義務 (第17条及び第18条)
第5章	資金 (第19条)
第6章	指導及び監督 (第20条)
第7章	経過規定 (第21条)
第8章	終則 (第22条)